

## 労働保険に加入できていますか？

現場においては、入構者の社会保険加入、【健康保険（建設国保組合）・厚生年金（国民年金）】のチェックが厳しくなっています。従業員を雇っている場合は、併せて、労働保険の加入も必要です。労働保険とは労災保険と雇用保険の総称で、法人、個人事業所問わず、労働者を一人でも雇っていれば事業主は加入しなければなりません。この機会にご検討ください。

### 労災保険って？

正社員、アルバイト、日雇いを雇っていれば、労働時間にかかわらず加入しなければなりません。労働者が業務中又は通勤中のケガ、障害、死亡したときに労働者や遺族に対する国の補償制度です。

### 雇用保険って？

労働時間が週20時間以上、31日以上の労働者を雇う場合には加入しなければなりません。労働者の失業、高齢、育児、介護などの理由で働くことが困難なときに生活を保障したり、教育訓練など再就職の支援を行う国の制度です。



### 労働保険事務組合制度

当組合ではこの制度を利用し、組合員さんが労働保険の制度をより利用しやすくしています。

- ① 労働保険料の申告・納付等の事務を事業主に代わって処理します。
- ② 保険料の額に関わらず、3回に分割納付できます。
- ③ 事業主・役員・家族も労災保険に任意で特別加入することができ、労働者と同様の国の補償が受けられます。

### 労災保険給付の主な内容 業務上や通勤途上によりケガや病気を負ったとき

給付種別	保険給付事由	給付内容
療養（補償）給付	病院で治療を受けた場合	治療費は全額無料（通勤災害は初回のみ一部負担金 200 円）
休業（補償）給付	休業をした4日目から	休業1日につき給付基礎日額の80%相当額
障害（補償）給付	障害の状態が残ったとき	障害等級により一時金又は年金
遺族（補償）給付	死亡したとき	遺族の数等に応じ年金または一時金 最大1,000日分
この他、介護（補償）給付、傷病（補償）年金、葬祭料、二次健康診断等給付、などがあります		

### 中小事業主が労災保険に特別加入した場合の労災保険料

≪例 元請工事代金が年間100万円で、事業主の給付基礎日額1万円に特別加入した場合≫

- ・元請現場の労災保険料 210円/月（年間2,530円）
- ・社長の特別加入保険料 3,345円/月（年間40,150円）
- ・その他、労働保険事務組合費5,250円/月、蔦組合加入出資金（脱退時に返金）、蔦組合賦課金（従業員の人数により異なります）

☆ 労災保険料は年間の元請工事代金をもとに計算します。特別加入は日額3,500円～25,000円まで任意でご本人が選択できます。

☆ 現場に出ない事務員を雇用している場合は別途、事務職の労災保険の加入が必要です

☆ 事業主が故意に加入手続を怠っている期間に労災事故や通勤災害が生じた場合には、さかのぼって保険料を徴収されると共に、国が従業員に給付した保険給付費用の全額若しくは一部が徴収されますからご注意ください。



ご相談は  
 蔦工業協同組合まで  
 075-451-7791